

## 伝統的道德教育における福祉思想について

横山 裕

### Welfare Ideas in Traditional Moral Education

Yutaka YOKOYAMA

#### Abstract

In this paper, the welfare ideas of the six morals advocated in Liu Lun Yan Yi, a text on traditional moral education will be explored. More specifically, the six morals to be followed in Liu Lun Yan Yi include: devotion to one's parents, giving precedence to elders, having good relationships with local communities, children's and vocational education, and ethical education. It is formulated that these morals may have contributed to current welfare ideas in such a way to suggest that devotion to parents explicitly requires one to support her/his parents, and that good relationships with local communities requires one to help the weak. Moreover, it was confirmed that vocational education puts emphasis on social independence and accepts the idea that all men are of occupational worth. On the other hand, however, it is demonstrated that the six morals differ from current welfare ideas in that they changed their moral contents when they are required to make a distinction according to one's social status or age for the sake of social stability.

**Key words :** Welfare philosophy, Traditional Moral Education, *Liu Lun Yan Yi*

**キーワード :** 福祉思想 伝統的道德教育 『大戴礼記』

#### 1. はじめに

本稿では、我が国における伝統的道德教育においてどのような福祉思想がみられるのかを明らかにすることを目的とする。

我が国における福祉思想研究は、欧米の思想や仏教思想を中心に行われ、近代以前の中国古典の思想が考察対象とされることは稀である<sup>1)</sup>。しかしながら、我が国への文化流入とそれによる思想形成の歴史を考えれば、福祉思想に限らず我が国の思想における中国古典の影響は、欧米の思想や仏教思想に比べて極端に影響が少ないということは考えにくい。筆者はこの点を我が国の社会福祉思想史研究の欠落と考え、この欠落部

分を補うことで我が国の福祉思想研究に貢献したいと考えている。

そこで、本稿では、明の洪武31年(1398)に庶民向けの道德規範として頒布された「六論」<sup>2)</sup>をもとに書かれた『六論衍義』を考察の対象として、そこで説かれる福祉思想について明らかにしたい。

#### 2. 『六論衍義』と伝統的道德教育の関連

『六論衍義』とは、書名の通り、「六論」の「衍義(語義の解説・敷衍)」である。

「六論」とは、明の洪武31年(1398)に庶民向けの道德規範として頒布された「孝順父母」「尊敬長上」「和

睦郷里」「教訓子弟」「各安生理」「母作非為」の六つの教えである。これを清朝初期に范鋌が衍義して、すなわち六つの教えそれぞれに解説を加え、該当する律令及び適当な説話を挿入して『六論衍義』とした<sup>3</sup>。

筆者が、『六論衍義』を伝統的道德教育の史料として用いる理由は三つある。

一つは、先述したようにその基本理念である「六論」が600年以上前に制定され、かつ広く庶民に向けて道德規範として周知が図られていたことである。

「六論」が広く庶民に向けた道德教育であることは、『教民榜文』の次の記述から伺える<sup>4</sup>。

「每郷每里に各々木鐸一個を置く。本里内に於いて年老或は殘疾にして事を理むこと能わざる人、或は瞽目者を選び、小兒を牽引し鐸を持ち本里を循行せしむ。里内に此等の人無ければ、別里内に於いて選取す。俱に直言し叫喚せしめ、衆をして、その善を為すを勧め、刑憲を犯すことなしを聞き知らむ。その詞に曰く、孝順父母、尊敬長上、和睦郷里、教訓子弟、各安生理、母作非為。此の如き者は、毎月六次なり。その鐸を持つの人には、秋成の時に、本郷本里内の衆人は、その多寡に随いて糧食を資助す。もし郷村人民の住居四散し寫遠なれば、每一甲内に木鐸一個を置き、伝曉を為し易くす」

この記述から、木鐸を持った者が月に6回も地域内を巡回し、広く地域内の住民に善行を勧め悪行を為さないように周知する目的で「六論」を宣伝していることがわかる。今日のようなメディアも無く、教育制度もない時代に、広く住民に道德規範を周知させようとするこの『教民榜文』の方法は、道德教育と見なしうるものである。しかも、この時代の一里は百十戸、一甲は十戸である。わずかに十戸のために木鐸を一個置いて僻地ももらさずに宣伝に努めていることから、「六論」の周知を徹底させようとしていたかがわかる。

二つ目の理由は、范鋌の『六論衍義』が「六論」を道德規範としてさらに広く民衆に普及させようとして作成されたことである。

『六論衍義』の成立は、清朝の康熙帝の時で1680年代とされる<sup>5</sup>。范鋌は『六論衍義』の前書きで作成動機について次のように述べている。

「余、成童にして里に居りし時より、また衆族の長者に随いて宣講の列に廁わるを得。今は則ち六論を伝えて首務と為すと雖ども、究竟、講ずる者少なくして講ぜざる者多し。即ち講ずる者有るも虚しく故事に応ずるに過ぎず。なんぞ家々に伝え戸々に曉かにすること

を得んや。何を以て教化を助流し冥頑を勸導せん。向に能く遐陬に遍く者は、老人有りて、閭里に木鐸たり。郷約の長を設立する所以は、任の至って重ければなり。近來は設所寥々にして、即ち設くるも亦た未だ遍く郷村に及ぶこと能わず。何をか況や未だその人を得ず、未だその職を専らにせざるをや。甚だしきは積弊の苦しきこと言うに堪えず。焉んぞ任に勝えて愉快なるを得んや。もし、その人を得て、その職を専らにすれば、化導勸諭の事において、則ち又た何の難きことか之れ有らん。然りと雖ども六論の講、木鐸の設は、皆事に当たる者の任なり。余の言うべき所の者に非ず。余、窮郷僻壤の長幼男婦の竟に此れらの紀綱法度の有ることを知らざるを恐る。余、是に因って急に六論衍義を編刻せんことを思う」

これによると明代から「六論」は民衆向けの道德教育の中心項目であったが、清代初期にはそれが十分に周知されていない状況になっており、その結果、人々が地域で道德規範を学ぶことが出来なくなっていたことを范鋌が危惧して『六論衍義』は作成されたことがわかる。范鋌の『六論衍義』作成の動機は、まさに「六論」を民衆の道德規範としてもう一度普及させることであった。

范鋌が『六論衍義』を本気で民衆に普及させようとしたことは、『六論衍義』が民衆にとって分かりにくい書き言葉ではなく当時の話し言葉で書かれていることから伺える。

こうした作成動機を持ち実際に広く普及した『六論衍義』は十分に伝統的道德教育の史料と見なしえよう。

三つ目の理由は、范鋌の『六論衍義』が江戸時代中期に我が国に伝わり和訳され明治末年に至るまで凡そ200年間、庶民向けの道德の教科書であったことである。

『六論衍義』を我が国に伝えたのは琉球の学者であった程順則である<sup>6</sup>。1684年、程順則が中国留学時に師事した中国の学者竺天植から『六論衍義』一冊を譲り受け、その後、1708年に出版し琉球へ持ち帰った。程順則が記した前書きによると出版の目的は、琉球での道德教育に役立てる事はもちろん、話し言葉で書かれていたことから中国語教育の教科書として使用するためでもあった。『六論衍義』は当時において道德規範も中国語も学べるまさに一石二鳥の教科書であった。

この程順則が出版した『六論衍義』が薩摩の島津家経由で享保六年(1721)に江戸幕府に伝わり、時の將軍吉宗の命で荻生徂徠が訓点を施した官刻の『六論衍義』が出版された。また『六論衍義』を我が国で広

く庶民教育に普及させようと考えていた吉宗はより広く普及しやすくするために室鳩巢に和訳本の作成を命じ、享保七年（1722）に『六論衍義大意』が出版された。吉宗がこの両書を出版した意図は、当時頻発していた打ち壊しや百姓一揆を社会教育・庶民教育を充実させることで防止することにあつた<sup>7</sup>。その為にはまず『六論衍義』を普及させることが重要であり、その為に『六論衍義大意』の文字がそのまま習字の手本となるような工夫がなされたものを寺小屋などの庶民教育の場に普及させていった。以来、明治四十四年（1911）の石橋本『六論衍義大意』の出版まで様々な『六論衍義』及び『六論衍義大意』が庶民向けの道德教育の教科書として使用され続けてきた。

吉宗の『六論衍義』出版の動機と和訳本の作成と普及への工夫、さらには教科書として使用されたおよそ200年という時間を考慮すると『六論衍義』は我が国の伝統的道德教育の重要な史料と見なすものであろう。

伝統や道德や教育の各語の正確な定義は難しく、筆者は本稿でそれらの語を論証する術を持たない。しかし、『六論衍義』の骨格である「六論」が600年の歴史を持ち、内容として人として踏み行ふべき道を言い、それを庶民に普及させることを目的にした書物であることを考慮すれば、『六論衍義』は伝統的道德教育の史料として使用できるだけの妥当性を有すると考えても大過ないように思われる。

### 3. 『六論衍義』の内容

それでは、「六論」の六つの教えを范鉞の『六論衍義』によって試みる。先述したように六つの教えとは、「孝順父母」「尊敬長上」「和睦郷里」「教訓子弟」「各安生理」「母作非為」である。「孝順父母」から順にみていく。

#### (1) 「孝順父母」（父母に孝順なれ）

『六論衍義』の第一の教えは、親孝行の勧めである。「聖諭の第一條に曰く、父母に孝順なれ」

親孝行は、『孝経』開宗明義章第一にある孔子の次の言葉からもわかるように漢字文化圏における根本的な道德規範である。

「子曰く、夫れ孝は徳の本なり。教えの由りて生る所なり」

『孝経』開宗明義章第一では、続けて、

「身体髪膚は之を父母に受く、敢えて毀傷せざるは、孝の始めなり。身を立て道を行ひ、名を世に揚げ、以て

父母を顯すは、孝の終わりなり」

とあって、子どもが親孝行すべき理由として子ども自身の存在が親に由来することを明らかにしている。

『六論衍義』も同じく親孝行すべき理由を全ての人が父母より生まれることに根拠づける。

「人の世間に在りて貴賤賢愚を論ずることなくいづれの一個か是れ父母の生成するものならざらん」

さらに『六論衍義』では、父母による子育てがどれほどの苦勞と愛情によって行われるかに言及し、生まれるだけでなく父母による養育への恩義をも親孝行の理由に挙げている。

「試みに想え。父母十月懐胎し三年乳哺す。（中略）兒子些かの疾病有れば、父母たるもの神に禱り医を求め、身を將て替代するを得ざるを恨む。未だ曾て飯を喫わざるに先に兒の餓えんことを恐れ、未だ曾て衣を穿ざるに先に兒の冷えんことを愁う。（中略）此の如き深恩い怎にか報答し得了らんや」

そしてこの両親の子育てへの苦勞と愛情は、人は自身が親になった時に誰でも理解できることを言う。

「人たとい父母の恩情を知らざるも、但だ自己の兒子を養うを見れば、便ち是らん」

父母の養育のお蔭で成人した子自身がまた父母になり自身の子を養育するようになって理解することは、父母の恩情だけではない。次いで『六論衍義』では、子の成長後に託す父母の希望を明らかにする。

「自己の兒子を責成するの心腸を知道せば、便ち父母の自己を指望する主意を知らん。常言に道う、穀を積み餓を防せぎ、兒を養いて老に代る。父母の千辛万苦を受了するは、只だ、兒子の孝順にして個の後成を指望すればなり。試みに、那の烏鴉の反哺するを看よ。禽獸すら尚お本に報いるを知る。那ぞ人と為りて反って孝順を知らざるの理有らんや」

これによると、父母が子どもに孝順であることを求めるのは、老後の面倒を子に期待してのことであることがわかる。成長した子どもが老いた親の面倒をみるのは人に限らず動物全てが子として生まれやがて子を持ち父母となるという流れの中で当然のこととして捉えられている。

子どもが親に報いるべき孝順として次の二つが期待される。

「大約、父母に孝順なるに兩件の事有り。一には、父母の身を養うを要し、一には、父母の心を安んぜんことを要す」

この記述から、孝順とは、扶養と精神的ケアの物心両面にわたることがわかる。禽獸でさえ自分の父母を

扶養するのであるから、人間である以上、物質以上のことが求められる。それが精神面での世話を挙げる理由であろう。この考えは、『論語』以来、物質的扶養だけでは「孝」とは呼べないという考えを踏襲するものである<sup>8</sup>。

物質的扶養については、

「人家の貧富貴賤は自ずから同じからざる有り。各人自己の力量に随いて自己の家私に儘かす」

と言ひ、それぞれが出来る範囲で行うことを前提にして基本的には自分が父母からしてもらったことを父母に返すことを求めている。

「父母餓えれば則ち食を進め、父母寒ければ衣を進む」  
「父母年高ければ左右を遠く離るべからず。出入の時は須く扶侍を要すべし。寝歇の處は須く定省を加わうべし。父母疾病あらば急に好良医を請いて調治せよ」

衣食住の提供をはじめとして日常での介助や健康管理といった高齢者に必要な生活援助が示されている。

精神的な配慮としては、

「凡そ事は父母の教訓を聴き好人と作り好事を行わんことを要す。理を越え法を犯し禍を惹き災を招くべからず。大なれば則ち名を揚げ親を顕わし、小なれば則ち家を安んじ業を楽しむ。父母の心中、纏めて歡喜を得ん」といって、父母の教をまもり良識のある社会人となり父母を喜ばす必要が述べられている。

『孝経』では親孝行の完成を立身出世して父母の名を顕彰することとされていたが、『六論衍義』ではそれはうまくいった場合であり、普通は家庭を守り仕事を楽しむ小市民的な安定でも達成可能であるとし、子どもにとってより現実に即した要求となっていることがわかる。物質的支援の面だけでなく精神的支援においても子どもそれぞれで出来ることに格差があることを認めていたからであろう。

『六論衍義』で子どもに要求される孝順とは物心両面から父母の生活支援を行うことなのであるが、対象となる父母は実父、実母だけではない。子が父母に孝順でなければならぬ根拠を自己の誕生が父母によること及び自己の成長への恩義に求める以上、この条件に該当し父母に準ずる人々も孝順の対象に含めている。「父母の上辺に祖父母有り。須く父母の心を体贴し一般に孝敬せんことを要すべし」

「継母の変に處するがごときも是れ継と雖ども、実は母と同じ。養母庶母に至りてもこれ個の母なり。礼上に三父八母有り。総て父親の面上を看て、處に随ひ孝を尽すを要すべし」

自分の存在が父母に由来することを拡大解釈すれば祖

父母まで自分の由来であることは疑いようがない。また養育への恩義も拡大すれば、実の父母以外に自分を養育してくれる存在として三父八母がある。三父八母とは、実の父母以外の継父や継母及び乳母や養母等の育ての母であり子どもの養育に関わる存在である<sup>9</sup>。『六論衍義』での孝順の対象はこのように広いものである。

父母に孝順であることを子どもに勧め、これを広く社会の道德規範として定着させるためには、子ども自身の誕生と成長の恩義を根拠として説得するだけでは子どもへの動機づけとしては不十分と考え、孝順を求められる子どもにとってのメリットを示す必要があったと考えられる。そこで、『六論衍義』には子どもが父母に孝順であることによって子どもが得られる利益が示されている。

「従来、能く孝順なるものは、郷党も他れを敬重し官府もまた他れを愛恤する。従え意外の是非有れども、鬼神自然に呵護せん」

父母に孝順であれば子ども自身も社会的評価が得られるだけでなく人為を超えたものからも利益が期待できるのである。

以上、『六論衍義』の求める父母に孝順であることは、その根拠を人の誕生と成長への恩義に置き、実父実母のみならず広い範囲の父母に対して子として物心両面から尽すことであった。それによって父母の老後の生活が保障されるだけでなく、子ども自身も社会的利益が得られるという父母と子ども双方にメリットをもたらす道德規範であることがわかる。

## (2) 尊敬長上 (長上を尊敬せよ)

第二の教えは、年長者を尊敬することである。

「聖諭の第二条に曰く、目上の者を尊敬せよと」

『六論衍義』が第二の教えとして目上の者の尊敬することをいう理由は、それが父母に孝順なることに次いで礼であり、良き地域社会を築くために必要だからである。

「古より今に至るまで許大の世界、許多の人民は全て一個の礼の字に憑きて安排定す。礼は是れ甚麼。是れ尊卑上下長幼大小の名分を辨ずる所以なり。従来、礼を知る人の多きは便ち是れ個の好風俗なり。礼を知る人の少なきは便ち是れ個の悪風俗なり。所以に第一には人に父母に孝順なれと教え、第二には人に長上を尊敬せよと教ゆ」

道德心もしくは道德観念は人が一人一人身につける個人的なものであるが、それを集団に涵養しようとする道德教育の目的から考えると、それはより良い地域

社会を実現することに他ならず、社会性を帯びるものである。その場合に道德規範として人に具体的に示されるのが礼である。

礼は、名分の教え、つまりは人間世界に存在する様々な差異をもとに社会を秩序立てる教えである。『六論衍義』が父母に孝順なることに次いで目上の者を尊敬すべきことを教えして示すのは、それによって尊卑上下長幼大小の名分を明らかにして社会的道德規範である礼を確立するためなのである。

尊敬すべき長上は、尊卑上下長幼大小において自分より上の者すべてである。具体的には『六論衍義』では、本族間、親戚間、郷党間、受業、有位、先進の六つに言及している。つまり、直系家族、母方家族、地域社会、師弟関係、官位、爵位におけるそれぞれの関係性の中で目上の人を尊敬することが求められる。しかも全ての関係性において尊敬する道理は同一であることが求められる。

「這幾條の中、皆な易えるべからざるの礼、犯すべからざるの分有り。尊敬する道理も一毫も差がえ得ず」

長上を尊敬する教えの目的及び具体的な長上を示した後は、『六論衍義』では、それが社会でいかに行われていないかという具体例を六つの関係性のそれぞれの場合で詳しく述べている。例えば、私的な関係性の場合では、

「本族及び親戚、郷党の中の長上の如きは、或は錢財の倚るべき有り、或は勢力の借るべき有れば、当面も奉承し背後も賞賛せざる無く一切の礼貌慇懃にして敢えて差錯せず。那の困窮して無告、老弱にして無能の者に遇うに及びては、同じく是れ長上と雖ども、鄙薄厭棄作賤欺凌の至らざる所無し」

といて、自分にとって得になる場合は尊敬し、そうでない場合は尊敬するどころか冷遇し軽蔑し陵辱までしてしまうことを指摘している。

六つの関係性のどれもこのような状態であることを認識した上で、状態を改善するために、まずは六つの関係性のなかでも自分の兄を尊敬すべきだとする。

「以上の件々説き来れば、長上は一端に止まらざるに、自己の兄長を把て数えて前辺に在ることは是れ何の縁故ぞ。語に云う、孝弟は仁を為すの本なりと。又曰く施すこと親より始むと。兄長と我とは是れ天倫の手足なり。譬えば根本の如し。其の他の長上は、是れ類に触れて相通ず。譬えば枝葉の如し。根本堅固なれば枝葉自然に茂盛なり。もし自己の兄長を尊敬すること能はずんば、豈に能く真に別人の上下を知らんや」

自分をとりまく六つの関係性において自分の分を認

識し目上の者を等しく尊敬しなければならないと説きながら、それでも兄を最優先に尊敬せよとするのは、それが人にとって一番身近でおそらく一番始めに存在する目上であるからであろう。兄は人として最初に出会う目上である。この兄との関係が兄の後に会うすべての目上との関係の基本となることを考えて、特に兄との関係は重視されたと考えられる<sup>10</sup>。

### (3) 和睦郷里（郷里に和睦なれ）

第三の教えは、郷里に親しむことの勧めである。

「聖論の第三条に曰く、郷里に和睦なれと」

『六論衍義』では郷里を次のように定義する。

「凡そ城市郷村街を同じくし社を共にし居址相近く土地相連なるは都て是れ郷里なり」

つまり、都会と田舎の別は関係なく、自分が住んでいるご近所のあるところが郷里であり、今日の地域やコミュニティと呼ばれているものに等しい居住区域、生活区域を指す。

第一、第二の教えでの記述には、まずその教えの目的について述べてあった。しかしここでは郷里を定義した後、先ずは郷里が不和状態にある当時の現状について指摘している。

「惜しむべし、今の人、些小の嫌疑を為して大家の和氣を傷了す。或は房を争い地を争うに因り、或は私債私錢に因り、或は小兒の戯頑に因り、或は雞犬の走失に因り、一件の極小の事にして両家忿心起こし、撕打する有り、告状する有り」

ここでは、思い違いに因って発生する地域トラブルが述べられているが、不動産や金銭等の経済的なものから子どもや飼い犬などのちょっとした生活トラブルが指摘されている。この種のトラブルは今日でも地域トラブルとして取り上げられる事項であり、日常生活に起因するトラブルは基本的に普遍性をもつことがわかる。

それでは、様々なトラブルの原因となる思い違いがなぜ発生するのかについては、子どもの言い間違いや欲張りな人々の存在など様々な原因が言及されている。しかし、その原因を突き詰めて行くと、婦人の噂話とそれを夫が鵜呑みにすることが主要な原因であるとする。

「従来、隣里不和なるは多く婦人女子に起こる。東家に長を説き西家に短を道い、止だ彼此の婆舌に因って一傷の炒鬪を搬成す。男子漢は個の頭尾をも查べず箇の皂白をも分たず、婦人の言語を聴き、便ち去って打街、罵巷、撒潑、行兇す。(中略) 一天の大禍も皆な婦人に因って起こる。戒めざるべけんや」

ただ、女性が噂話をし男性がそれを鵜呑みにするのも、意識的に地域を不和にすることを目論んでするわけではない。郷里に暮らす住民として地域で仲良く暮らそうと思っていながら、結果として地域で不和を生じてしまう者は道理を理解していないからだというのが『六論衍義』の見解である。

「我想うに這些の人も也た是れ和睦を愛せずんばあらず。只だ是れ理を見る不明なればなり」

その上で道理を理解できない理由を三つ指摘している。「凡そ郷里と和睦せざる者の病根は大約三有り。一には則ち人を損し己を利せんが為なり。二には則ち強を争い勝を好むが為なり。三には則ち妄自尊大にして目中に人無きが為なり」

自己中心的で利己的で他者に対して配慮のない人が道理を理解しない人であり、地域で和睦できない人である。

逆に言えばこの三つの原因に気をつければ地域の和睦は実現するのであるから、和睦そのものは容易であるといい、地域の皆が三つの原因に留意して和睦であろうと実行する必要性を説き、三つの原因となる行為をしないことが和睦の根本だとする。

「和睦は也た難事に非ず。只だ大家の実行するを要す。第一に強弱を争辯すべからず、是非を挑闘すべからず、短長を攻訐くべからず、軽々しく気脳を動かすべからず、礼貌は謙恭を要し、存心は平易を要し、錢財は明白を要し、過失は含容を要す。これは是れ和睦の根本なり」

この後、これら和睦の根本の具体的実践例を示した上で、最後に、和睦でない地域は危険で恐ろしく生活しづらいというデメリットを指摘している。

「もし這の和睦の二字を離れれば、腔子裏は尽く戈矛なり。世路中通じて荆棘と成る。必ず人々嫉忌し処々怨尤するに至る。声名を壊すは論する無く、身家も也た保守し難し。畏れざるべけんや」

第三の教えでは、その目的が最初に示されなかったが、最後に教えを守らないことによって生じる地域崩壊を「畏れざるべけんや（恐ろしいことである）」と反語で示し結びとして強調していることから、そういう住み難い地域にしないことが教えの目的として窺える。

#### (4) 教訓子孫（子孫を教訓せよ）

第四の教えは子孫を教育し躰けることである。

「聖論の第四条に曰く、子孫を教訓せよと」

第一の教え「孝順父母」は孝の実践のためであり目的は『孝経』が説く「身を立て道を行い、名を世に揚げ、

以て父母を顕すは、孝の終わりなり」であった。その孝の実践者は父母の世代から見れば子孫である。

「凡そ人家は、宗祀を接続し家業を保守し、名を揚げ親を顕わし前を光らし後ろを耀かすは、全く子孫の身上に靠在す」

子孫の賢不賢によって家の繁栄が左右される事は、日常的にみられることであり人々の周知するところである。

「子孫の賢なれば則ち家道昌盛なり、子孫の不賢なれば則ち家道消敗す。これは是れ眼前に見易く人々知道することなり」

したがって、全ての家で子孫を重視し子孫が賢くあるように願うが、『六論衍義』では現実として賢い子孫は少ないと指摘する。

「大家小戸を論ずるなく、誰か子孫を重んじるを知らざらん、誰か子孫の賢なるを想わざらん。然れども子孫の賢なるは少なく、賢ならざる者多きは、是れ怎麼なる説ぞ」

『六論衍義』では、その原因を親が子孫を大事にする方法が間違っているからだとする。なので子孫を大事にするには子孫を正しく教訓することが不可欠であることとする。

「子孫を愛惜するも愛惜する所以の道を知らず。故に子孫を把つて擔悞し壊る。何をか是れ愛惜の道と謂う。教訓の二字、一時も也た少くを得ず」

この後、胎教から始まって日常の礼儀作法や当時の学芸である六芸<sup>11</sup>、自己修養、リーダーシップ、女子には裁縫や調理など様々な教育を施さなければならないことを詳細に説いている。そしてこれらの教育が子孫にとって決して楽なものではなく苦勞であることを論語<sup>12</sup>を引用して明らかにした後、それでも子孫を教育するのが子孫を真に愛惜する方法であると説いている。「孔子曰く之を愛しては能く勞せしむること勿からんやと。必ず定めて子孫を勞苦せんことを要して、纔かに是れ真正に子孫を愛惜することなり」

『六論衍義』では、子孫を教訓する方法として読書即ち勉強させるのが最も良いとする。

「子孫を教訓するに書を読みしむるが如きは原と是れ第一等の好事なり」

その上で、親は勉強を通じて子孫が本質的に善き人間になることを期待すべきであり、名誉や金儲けを期待しては教育の意味がないと説く。

「争奪せん、教えるに孝悌忠信礼儀廉恥の道理を以てすることを知らざるを。（中略）子孫を把つて個の富貴を謀り貨利を図るの心を養成しむ。後來甚麼の好处も没

き所以なり」

ここで非難される勉強として例示されるのが、官僚になるためにする勉強である。

「試みに看よ、従来の子孫を官と做るものの好事を做さず、百姓を愛さず、往々に家声を玷辱し陰隲を折損することを」

名誉や金銭などの世俗的利益を目的として子孫に勉強させようという家は利己的であるが故に、却って地域では評価されず損をすることになるのである。

この第四の教えでは、子孫を教訓して善き人とする最善の手段として苦勞して勉強させることを勧めている。しかし、当時は勉強する目的が官僚になるためであることが一般的であったがために、『六論衍義』では勉強を勧めると同時にその一般的理解を否定しなければならなかったであろう。

「子孫に読書を教訓する者に至りても只だ官と做すを希図するは也た不是なり（中略）但だ、子孫の賢不賢のみを論ぜよ、官と做ると官と做らずとは在らず」

この第四の教えの子孫を教育することの目的は子孫を賢い善き人物に育てることである。そしてその最善の方法は勉強させることである。しかしながら、当然のように勉強が苦手な子どもも当然存在する。『六論衍義』ではそれらの子どもについては職業教育を通じて賢い善き人物するように説いている。

「氣質の愚鈍にして書を読むこと能はざるものごときは、就ち他に正經の生理を做すことを教えよ。農と為るも也た可なり、工と為るも也た可なり、商賈と為るも也た可なり。但だ他に好心存するを教え、他に好事を行うことを教え、他に節儉辛勤を教えんことを要す」

官僚になれるくらいの子どものを持つ親には勉強の目的は官僚になることではなく善き人物することだと説き、そうでない子どもの親には堅気の職業につけるように教育することによって善き人物にすることを説いている。

子孫の教育を勧める第四の教えの目的は、各家庭の視点でみると孝の実践者である子孫がちゃんと孝を実践できるようにすることである。しかし社会的視点でひろくみるとその目的は善き社会人の育成であるとも言える。良き社会人の養成は第三の教えが目的とした住み良い地域社会をつくることにもつながっている。そのためには、良き社会人であることは子どもだけでなく大人にも求められることである。したがって、第四の教えは、ただ単に子どもの教育を勧めて子どもを良き社会人にすることを目論むだけでなく、子どもの教育を通して同時に親をも良き社会人であらせようと

している。

「又た一説有り。孟子曰く身道を行わざれば、妻子にも行われずと。父祖たる者は先ず個の好き式様と做らんことを要す。又ら是れ子孫を教訓するの根本なり」

親に子どもの良き手本となることを課すことによって地域社会全体で善良な人物の総数を増やして行こうとする『六論衍義』の意図が窺える。

#### (5) 各安生理（各々生理に安んぜよ）

第五の教えは、生理に専念することの勧めである。

「聖論の第五条に曰く、各々生理に安んぜよ」

全ての人には生まれながらに境遇を異にしている。そして各自の境遇に応じた各人の勤めがある。これが生理である。

「天地の間の人、士農工商富貴貧賤を論ずる無く、人々皆な本等の事有り。これ就ち生理と呼び做す」

これまでの教えは比較的一般的な言葉であったが、この「生理」は抽象的で理解しにくい言葉であることから、ここではさらに語義の説明が加えられる。

「この生理の二字は先ず曉かにすることを要す。生は是れ生活の生、理は是れ天理の理なることを」

つまり「生理」とは、生まれながらの境遇に応じて与えられた本分であり、天命によって定められた生活のあり方である。第五の教えはこの「生理」を受け入れてそれに専念することを勧める教えである。逆に言えば、当時はこの「生理」を受け入れず専念しない人が多かったわけである。

その理由として懶惰と貪欲の二つを挙げている。

「世上の生理に安んぜざるの人に兩箇の病根あり。その一は病は懶に在り、その二は病は貪に在る」

豊かな境遇にあるものはその豊かさを頼って働かない。これは懶惰である。また逆に勤勉に働くが故に欲張って分不相応な高望みをしてしまう。これは貪欲である。どちらも本分に専念していない事であり、第五の教えではこの両者にもともに不幸な結末を招来することを示して否定する。

「那んぞ知道せん、父兄も常に依るべからず、財力も常に保つべからざることを。一旦時移り勢い転じて流離し所を失う。少小にして努力せざれば老大にして徒に傷悲す。これ都て是れ懶惰の病にして累いを遺すこと窮まり無し」

「那の辛勤攻苦して箇の人家を成す有り。箇の体面を算し、就ち意大に心高きを要し、妄りに非分を求む。誰か知らん、樂を図れば憂い多く、榮を求むれば返って辱められんことを。これ都て是れ貪心の厭く無く終に

後悔を遺す」

全ての人には境遇に応じた本分があり、その本分に  
応じて個人的にも社会的にも生活しなければならず、  
その範疇から逸脱した生活は結果的に不幸になるの  
である。

社会的な分は職業であるが、第五の教えでは職種と  
して官僚、農夫、百工技芸、商賈を挙げて、それぞ  
れの職業に応じた生理の安んじ方を述べている。例  
えば、官僚については、

「各々当に尽すべきの職分有りて、也た学問の大を  
矜るべからず、也た才力の高きを恃むべからず、  
本分の内は欠缺すべからず、本分の外は増加すべ  
からず」

とあって、目の前の職分に専念する事が説かれて  
いる。

第五の教えでは生理の理を天の理としているが、  
職業に関しては、「天は無禄の人を生ぜず」という  
言葉を引用し、職業は天によって全ての人に保障  
されるという認識であったことがわかる。

次に個人的な分は、経済的状況や身分や性別であ  
るが、ここでは、貧賤人、富人、貴人、男性、女  
性の分をそれぞれ挙げて説明している。この中で、  
貧賤人は勤勉につつましく暮らすこと、男性は一  
家を守ること、女性は家事にいそむことが生理に  
安ずることだされている。男性女性の記述内容  
は役割分担が必要であった時代背景に基づくもの  
であり今日にそのまま適応できるものではない。  
一方で、富人、貴人についての次の記述はどう  
であろうか。

「富は能く施すを以て徳と為し、貴は謙下を以て  
徳と為す」

「知るを要す、富貴は貧に周ねくし之を濟い、  
患を救い、災を恤わんことを」

富貴の人に弱者救済の役割を担わせる考え方は  
時代が変わった現代にも通用し普遍性を認める  
ことができよう。

#### (6) 母作非為 (非為を作す母れ)

第六の教えは、悪事を働くなという教えである。

「聖論の第六条に曰く、非為を作す母れ」

ここでいう「非為」とは直接的にはこれまでの五  
つの教えに背くことを意味する。

「父母には孝順なるべし。孝順ならざるは便ち  
是れ非為なり。長上を尊敬すべし。尊敬せざる  
は便ち是れ非為なり。郷里は和睦なるべし。和  
睦ならざるは便ち是れ非為なり。子孫を教訓す  
べし。教訓せざるは便ち是れ非為なり。生理に  
は各々安んずべし。各々安んぜざるは便ち  
是れ非為なり」

この五つの教えを守らないことから生じる様  
々な悪事として、謀叛や反逆といった社会的犯  
罪から強盗や殺人及び強姦といった凶悪犯罪、  
あるいは地域の風紀を乱す行為、弱者いじめ、  
飲酒、売春、喧嘩、賭博に至るまでありとあ  
らゆる悪事が列挙されている。

「非為の事は止だ反叛、大逆、嚮馬、強盗、  
殺人、放火、人命を謀害し婦女を姦淫する等  
の事を纔かに非為と呼び做すのみならず、但  
だ凡そ心を喪いて行い無く己を利し人を損し  
俗を敗り常を乱し理を越え分を犯し財を恃  
みて物を凌ぎ(中略)孤を欺き寡を凌ぐ物を  
残ない生を害し法を破り公を妨げ(中略)良  
善を欺圧し禍を無辜に嫁し、酒を縦いままに  
し花を貪り場を開いて賭博し……」

第一から第五までの教えを守らないことの弊  
害として生じる人としてしてはならないことを  
ともかくまずは具体的にリストアップして分か  
り易く網羅的に示そうとした意図がうかがえ  
る。それら悪事を列挙したあとで

「好悪当たらず向背宜に乖く及び一切の不公  
不法不仁不恕無礼無義の事を都て非為と呼び  
做す」

とまとめている。次に

「従来、非為を作す者は起初は皆な一念の  
差に因る」

として、人は最初から悪事を働こうと思っ  
ているのではなく、きっかけは些細な気持ち  
であるとし、具体的なきっかけとして、

「大約、非為を作すものの病根は、酒色財  
気の四字を出ず」

と、飲酒、性欲、金銭欲、喧嘩好きの四つ  
を挙げて、悪事を為さないためにこの四つに  
注意することが述べられる。

最後に、悪事を働かないようにするためには  
悪事を働かない心を持つことが肝要であるとし  
ている。

「人の非為の事を作すこと母らんことを要  
せば、全く非為を作す母ぎの心を存するを要  
す。心は是れ根本なり」

この第六の教えは前の五つの教えを守らな  
いことを悪事として示し、それを禁止するこ  
とを説く。これは裏返してみると、結果的に  
前の五つの教えを遵守させることである。そ  
う考えると、第六の教えは五つの教えを復  
習させる、或はまとめる意図があり設定され  
たものと言えよう。

#### 4. 『六論衍義』の福祉的性質

「六論」は中国及び我が国における庶民向  
けの道徳規範であった。道徳規範は人々の社  
会生活上の思考や行動



為における善悪の基準となるものであり、奨励されるべきと禁止されるべきの判断基準となるものである。

『六論衍義』では、奨励されるべきは「孝順父母」「尊敬長上」「和睦郷里」「教訓子弟」「各安生理」の五つの教えで示され、禁止されるべきは「母作非為」の教えで示されていた。

善悪の基準については、  
「凡そ事を行うに、人をして歓喜感動せしむる者は就ち是れ善事なり。人をして怨恨痛悩せしむるは就ち是れ悪事なり」(母作非為)

とあって、個人の主義や主観によって決められるものではなく他人に与える影響に基づいて決定されることが示されている。

本章では『六論衍義』で説かれた六つの道德規範において善とされたことと悪とされたこと及び奨励されるべきと禁止されるべきことから『六論衍義』の福祉的性質について論じることとする。ただ、福祉的性質について論じる前に本稿での福祉的性質の定義を簡単に示しておく。

福祉そのものの定義は「しあわせ」や「より良く生きる」という漠然とした捉え方はされるものの行政や学会におけるいわゆる公式な定義は存在しない。そこで本稿では便宜上、日本国憲法第25条の「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権の考え方に準拠して、この生存権を保障しようとすることを福祉的性質として考える<sup>13</sup>。

『六論衍義』では前章でみたように自分のほかに生活を保障しなければならない対象として自身の父母と社会的弱者を設定していた。

先ず、父母の生活保障であるが、『六論衍義』ではこれを父母への孝順の教えに組み込んで子どもに課すかたちで実現している。しかも衣食住といった物質的な支援だけでなく精神的な支援にも言及しており子どものいる父母は子どもが孝順の教えを遵守する道德心をもてば生存権が保障されるという点において福祉的であるといえる。

また、当然子どもを授からない夫婦がいるが、父母への孝順を拡大し彼らへの適応をも道德規範とすることによって彼らの生存権も担保されている。

「養母庶母に至りてもこれ個の母なり。礼上に三父八母有り。総て父親の面上を看て、處に随い孝を尽すを要すべし」(父母孝順)

「父母の上辺に祖父母有り。須く父母の心を体贴して一般に孝敬せんことを要すべし」

さらに、父母の養育が受けられない子どもについて

もその生存権を保障するために父母の孝順から延引して教えとして示し担保している。

「父母の下辺に小兒女兄弟姉妹有り。同胞ならずと雖ども総て是れ一氣生落なり。須く父母の心を体贴して好生に愛養することを要すべし」(父母孝順)

このように『六論衍義』では、子どもに自己の父母を起点として繋がる総ての関係者の生存権を保障する義務を課していることがわかる。現在の民法でも扶養義務の規定はあるが、適応範囲に関しては『六論衍義』の方が広いといえる<sup>14</sup>。

次に、自己の父母を起点として繋がらない弱者の生存権の保障について試みる。

『六論衍義』では善悪の基準を他者に与える影響に基づいて決定しているので、他者の生存権を侵害する行為は悪とされる。

「那の顛連危苦の人をして気を忍び声を呑み辛酸にして涙落せしめ、再び我は富み他は貧しく我は安く他は困るを思想せず、反って這些の窮人の身上に在って便宜を討たんとす。心において何ぞ忍べんや」(和睦郷里)

また、逆に自分と縁戚関係のない社会的弱者に対してその生活支援を行うことは善である。

「孤兒寡婦老病殘疾の人、及び婚姻死葬困窮して力なき者有らば、他を憐憫し周濟せんことを要す」(和睦郷里)

善悪が自分が他人に与えた影響によって決定される以上、自分の行為が他人の生活に与える影響は常に考慮せざるをえず、その結果として社会的弱者を無視することはできない。その理由を『六論衍義』では「公共」という言葉をもちいて説明している。

「那の人を損し己を利するは止だ自己の快心を顧みて、他人の死活を管せず。却って知らず、世上の止だ一箇の便宜有りて、原とは是れ大家公共なることを」(和睦郷里)

世の中のことをすべて「公共」としてとらえ地域住民に社会的弱者の生活支援を勧める『六論衍義』の道德規範は福祉的であると言えよう。

「父母孝順」と「尊敬長上」の教えは私的な人間関係での道德規範を説き、「和睦郷里」の教えは地域社会における公的な道德規範を説くものである。どちらとも生活弱者に援助すべきことを勧めていて生存権の保障という視点でみると十分に福祉的性質を認められるものである。

ここまで生存権の保障という視点で『六論衍義』の福祉的性質についてみてきた。生存権の上位概念は社

会権である。社会権は、国家が弱者救済の視点で国民に保障する権利であり、一般的に生存権のほか教育権、労働権がある<sup>15</sup>。

『六論衍義』の「教訓子弟」は広い意味では教育権について述べたものであり、「各安生理」の教えは労働権について述べたものである。前章で明らかにしたように、この二つの教えの目的は、子どもの能力に応じた教育を施し、それぞれ天によって決められた境遇に応じた職業を持つ良き社会人に育てることであった。有職の良き社会人を育てることは良き家庭、良き人間関係を築ける人間を育てる事であり、また良き地域社会を実現することにもつながることである。

このように考えると、『六論衍義』は庶民に道德規範を教える教科書ではあったが、その教育効果は庶民レベルで生存権、教育権、労働権を保障し良き地域社会の実現としてあらわれるものである。この点において『六論衍義』で論じられる内容に福祉的性質を認めることができると筆者は考えるのである。

## 5. おわりに

伝統的道德教育における福祉思想を明らかにするために中国及び我が国で庶民の道德的規範であった「六論」を『六論衍義』に沿って読み解き、そこに見られる福祉思想を考察してきた。

福祉制度そのものは時代によって異なるであろう。しかし、人は父母から生まれやがて成長し多くの子が配偶者を得て父母になり子を育てるという人間の営みは不変である。また、人は生まれながらに家族、親族、地域社会の関係性の中にとりこまれ、かつ自分より後に生まれてくるものを取り込む関係の構成員であることもまた不変である。さらに、人は誰一人として同じ境遇で生まれる者は存在せず、基本的に一人一人が違う存在である。

このような人間にとって時代に関係なくついてまわる本質に基づいて「六論」は提唱され『六論衍義』は作成されている。したがって、そこで説かれる六つの教えの「孝順父母」「尊敬長上」「和睦郷里」「教訓子弟」「各安生理」「母作非為」は、その本質的な部分においては現代でも通じるものである。実際に、成長した子が父母の生活に責任を負う考えは、現代で言えば民法 877 条などの扶養義務に当たるであろうし、目上の者を尊敬することは老人福祉法の第二条のいう「敬愛」に相当するものである。また子どもの教育において職業教育に言及し職業人としての自立を重視したり、和睦な

る地域社会の実現のために「公共」なる言葉を使用し富貴なる者に弱者支援を説いたりしていることも今日的福祉の生存権の保障に通じるものといえる。

たしかに、男女の役割分担や身分制度に立脚する部分などは現在の福祉的価値には合致しない。しかしながら、そういった部分は時代によって変化する流行の部分だと理解した上で、先述した人間の本質として変らない不易の部分の考察の対象とするならば『六論衍義』のような古典からも福祉思想を読み取ることは可能なのである。

今回、『六論衍義』を考察する上で、各章の後半部分にあって本論部分を補足する律令と説話と詩には言及しなかった。この部分も含めてさらに『六論衍義』の福祉思想について考察すれば、今回明らかにした『六論衍義』の福祉的要素についてより詳細に明らかにすることができると思われる。それについては稿を改めて論じることにはしたい。

## 参考文献

1. 東恩納寛惇全集 8 (1980) 琉球新報社
2. 中田久治 (2007) 「家族の風景」中国学論叢 68 大谷大学文藝會
3. 神崎直美 (1994) 「慶安御触書」と「六論衍義大意」-- 近世後期領民支配の思想的施策として 国学院雑誌 93 国学院出版部 p46-56
4. 中村忠行 (1972) 「儒者の姿勢 -- 「六論衍義」をめぐる徂徠・鳩巢の対立」天理大学報 23 天理大学学術研究会 p219-251
5. 松岡芳恵 (2009) 「『六論衍義大意』における経世済民の思想 -- 「各安生理」と近世中期文学」東洋大学大学院紀要 46 東洋大学大学院 p1-15
6. 杉下元明 (2009) 「『六論衍義大意』の諸本」汲古 55 汲古書院
7. 和田充弘 (2008) 「『六論衍義小意』考—中村三近子の教訓科往来物について」教育文化 17 同志社大学社会教育文化学研究室 p114-134
8. 井上久雄 (1988) 「六論衍義大意異本の研究—芸州版教訓道しるべと武州版六教解」広島修道大学論集 29 広島修道大学人文学会 p113-142
9. 角田多加雄 (1984) 「六論衍義大意前史—六論衍義の成立と、その日本伝来について」社会学研究科紀要第 24 号 慶應義塾大学大学院社会学研究科 p8792
10. 角田多加雄 (1989) 「六論衍義大意についての教育思想的考察」社会学研究科紀要第 29 号 慶應義塾

大学大学院社会学研究科 p121-128

11. 池澤優 (2002) 「孝」思想の宗教学的的研究 東京大学出版会
12. 許 婷婷 (2007) 徳川日本における「六論」道徳言説の変容と展開：『六論衍義』と『六論衍義大意』の比較を中心に 東京大学大学院教育学研究科紀要 47 巻 p41-50

のに比べて、結婚については「古人に効法すること能わずと雖ども（昔のことを基準とは出来ないが）」とトーンダウンしている点に、いつの時代も結婚について論じることの難しさがうかがえる。

- 15 日本国憲法では第 25 条の生存権、第 26 の教育を受ける権利、第 27 条の勤労の権利、第 28 条の労働基本権が社会権にあたる。

注

- 
- 1 拙稿 (2003) 「日本の社会福祉思想研究の現状と課題」九州保健福祉大学研究紀要第 4 号
  - 2 「六論」の初見は、明の太祖朱元璋が洪武 31 年に頒布した「教民榜文」である。
  - 3 『六論衍義』には范鉞自身の前書きとあとがきがあるが、年次が無いので正確な成立年は分からない。
  - 4 『皇明制書』巻 9
  - 5 六論衍義物語 東恩納寛惇全集 8 (1980) 琉球新報社
  - 6 『六論衍義』の我が国への伝来については、中村忠行 (1972) 「儒者の姿勢 -- 「六論衍義」をめぐる徂徠・鳩巢の対立」及び東恩納寛 東恩納寛惇全集 8 (1980) に詳しい研究がある。
  - 7 中村忠行 (1972) 「儒者の姿勢 -- 「六論衍義」をめぐる徂徠・鳩巢の対立」に詳しい。
  - 8 『論語』為政「子遊問孝。子曰今之孝者、是謂能養。至於犬馬、皆能有養。不敬何以別乎」
  - 9 三父は継父であるが、数説ある。八母とは、養母、嫡母、継母、慈母、庶母、乳母、嫁母、出母のことを指す。
  - 10 今日ではこの条件に姉も該当するが、言及がない。当時では、男女の区別が厳しく求められており、姉は重視されなかったと考えられる。今日では男女平等に反する考え方であり非福祉的性質のものである。
  - 11 八歳にして小学に入れば、之に教うるに、灑掃、應對、進退の節、礼楽射御書数の文を以てす。
  - 12 子曰く、之を愛して能く労すること勿らんや、の部分。憲問篇にある。
  - 13 これを国家が社会保障等で行えば社会福祉である。
  - 14 『六論衍義』の道徳規範は家族を基盤とするため、家族の始まりである男女の結婚についても言及がある。「従来、男婚女嫁には原より定期有り。古は男子三十にして娶り、女子は二十にして嫁す。古人に効法すること能わずと雖ども、也た自ずから個の時候有り」(和睦郷里) 他の事については本文中で『論語』や『孟子』の古典を引用して自説の根拠としていた